



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

# 協会だより

〒320-0043  
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F  
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017  
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.135  
6月号

## 第12回定時社員総会を開催 全議案が承認可決

5月19日(木)午後3時から、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて、第12回定時社員総会が開催され、総会成立要件を満たす166名（委任状出席を含む）が出席し、全議案について承認可決されました。



【挨拶する菊池会長】



【会場風景】

今年度の定時社員総会は、5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、来賓の方をご招待し、表彰式を行うなど4年ぶりに通常どおり開催いたしました。

神山副会長の司会で始まり、山本副会長の開会宣言に続き、菊池会長は「今年9月には、県営管理型産業廃棄物最終処分場、エコグリーンとちぎが稼働します。これまで県外で処理していた廃棄物が県内で処理できるため、事前協議の手間やコストが減ることに期待しています。また、二酸化炭素が削減され、カーボンニュートラルにも大いに貢献できます。私たちの業界にとっても、栃木県の経済界にとっても、長年の悲願でありました管理型産業廃棄物最終処分場であり、これまでの期待が現実のものになる年であります」と挨拶しました。

総会に先立ち、大森事務局長が、本日の出席会員が38名、委任状提出会員128名、合計166名の出席会員は定款に定める定足数を満たしており、社員総会が有効に成立していることを報告いたしました。その後、定款に基づき山口副会長が議長に選任され、吉成理事と五月女理事を議事録署名人、書記に若月理事と藤平主査を指名し、議案の審議に入りました。

湯澤専務理事が次第に基づき、第1号議案の令和4年度事業実施報告及び第2号議案の決算承認について説明した後、茂垣監事が、適正に処理されていることを認めると監査報告を行いました。その後、議長が議決権者に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認、可決されました。引き続き、第3号議案の役員の報酬等及び費用に関する規程の一部改定についても、それぞれ満場異議なく原案どおり承認、可決されました。

以上の3議案全ての議案が承認可決された後に、令和5年3月17日に開催の第67回理事会において承認された令和5年度の事業実施計画及び収支予算の内容を報告し、最後に加藤副会長が閉会を宣言しました。

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 令和4年度事業実施報告について           |
| 第2号議案 | 令和4年度決算承認について             |
| 第3号議案 | 役員の報酬等及び費用に関する規程の一部改定について |
| 報告事項  | 令和5年度事業実施計画及び収支予算について     |

定時社員総会 御来賓者

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 栃木県副知事            | 末永 洋之 様  |
| 宇都宮市環境部次長         | 山川 治人 様  |
| 栃木県環境森林部長         | 小野寺 一行 様 |
| 栃木県環境森林部参事        | 野中 寿一 様  |
| 栃木県環境森林部資源循環推進課長  | 大橋 禎恵 様  |
| 宇都宮市環境部廃棄物政策課長    | 荻原 研二 様  |
| (公財)栃木県環境保全公社 理事長 | 大竹 久弥 様  |



令和5年度 会長表彰受賞者



【受賞者代表謝辞 小川 政勝氏】



【受賞者の方々】

○協会功労者表彰

|       |                   |      |
|-------|-------------------|------|
| 茂垣 恒雄 | 公益社団法人栃木県産業資源循環協会 | 監事   |
| 湯澤 元浩 | 公益社団法人栃木県産業資源循環協会 | 専務理事 |

○優良事業所

|            |         |
|------------|---------|
| 株式会社牧野     | (鹿沼市)   |
| 有限会社ひらつね   | (那須烏山市) |
| 株式会社ヴィジット  | (那須塩原市) |
| ウィズテック株式会社 | (宇都宮市)  |
| エイチエス株式会社  | (宇都宮市)  |

○永年勤続者表彰

|       |              |
|-------|--------------|
| 小川 政勝 | 日本アグリ株式会社    |
| 田口 充  | サンエコサーマル株式会社 |
| 小畠 順子 | サンエコサーマル株式会社 |
| 小林 文雄 | 株式会社リヴェール東洋  |
| 峯岸 栄  | メルテック株式会社    |

○優良従事者表彰

|       |              |
|-------|--------------|
| 野亦 貴子 | 川上建設株式会社     |
| 三浦 明宣 | 株式会社リヴェール東洋  |
| 宇野 邦彦 | 株式会社リヴェール東洋  |
| 北川 貴則 | 渡辺産業株式会社     |
| 増渕 泰士 | 株式会社ウスイ産業    |
| 浅川 美幸 | 有限会社関東実行センター |
| 山本 静江 | 有限会社関東実行センター |
| 赤城 竜二 | サンエコサーマル株式会社 |
| 福富 翔平 | サンエコサーマル株式会社 |
| 小島 久典 | メルテック株式会社    |

## 令和5年度事業推進について、各委員会で意見交換が行われました

5月22日(月)及び5月30日(火)、宇都宮市の栃木県立美術館普及分館において各委員会が開催され、今年度の各種事業について活発な意見交換が行われました。

### ○適正処理・調査研究委員会、相談指導委員会合同委員会

#### 【協議事項】

##### 1. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修

2023年9月、栃木県那珂川町に栃木県初の産業廃棄物管理型最終処分場「エコグリーンとちぎ」が開業するため、10月以降に視察することで理事会に提案することとなりました。

##### 2. 反社会的勢力排除のための研修会

例年どおり、最近の反社会的勢力の動向や企業への暴力の実態や対策等の内容で理事会に提案することとなりました。

##### 3. 組織強化の推進

現在行っている加入勧奨を継続的に実施し、新規会員の加入促進に努めていくこととなりました。

#### 【報告事項】

各種事業の概要等について報告しました。

##### 1. 災害廃棄物処理支援事業

##### 2. 会員名簿の作成及び広告の募集

##### 3. アドバイザリー事業

##### 4. 不法投棄・不適正処理防止対策

#### 【その他】

各種事業の概要等について説明しました。

##### 1. 令和5年度許可申請等に関する講習会

##### 2. 令和5年度産業廃棄物処理検定

### ○研修委員会、普及啓発・情報委員会合同委員会

#### 【協議事項】

##### 1. 令和5年度 研修事業

各種研修事業を推進していくことになりました。

##### 2. 行政との意見交換会

現在行っている会員への意見・要望事項アンケート調査の協力依頼のほか、アンケートの結果に基づき理事会で協議後、栃木県と宇都宮市に要望していくこととなりました。

##### 3. 排出事業者（団体）との意見交換会

他団体から要請があれば検討することで、理事会に提案することとなりました。

##### 4. 講師とコミュニケーションできる座学研修会

新規事業として、賛助会員の商品をPRする場の提供や正会員との情報交換等を行うための研修会を理事会に提案することとなりました。

#### 【報告事項】

各種事業の概要等について報告しました。

##### 1. 産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

##### 2. 行政との意見交換会

##### 3. 共催講習会事業

#### 【その他】

各種事業の概要等について説明しました。

##### 1. 災害廃棄物処理支援事業

##### 2. 会員名簿の作成及び広告の募集

##### 3. アドバイザリー事業

##### 4. 令和5年度許可申請等に関する講習会

##### 5. 令和5年度産業廃棄物処理検定



## 栃木県初の産業廃棄物管理型最終処分場 エコグリーンとちぎのご紹介②

～～2023年9月開業予定～～



お客様向けリーフレット

### ＜開業準備状況＞

お客様向けリーフレットが完成しました！  
栃木県産業資源循環協会様を通じて皆様のお手元にお届けいたします。  
ぜひお手にとってご覧ください。

### ＜工事状況＞

主に管理棟工事、浸出水処理施設棟工事を進めています。(2023年5月8日時点)



埋立地全景（南側より）



搬入車両駐車場・  
防災調整池（西側より）



管理棟、浸出水処理施設棟



被覆施設棟内東側  
(浸出水集排施設、保護砕石)

＜受入廃棄物＞燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、  
ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、  
施行令第2条第13号廃棄物

問い合わせ先：株式会社クリーンテック(024-541-2817)



## ～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の **株式会社トリウミ** に訪問しました。

### 1 会社概要

会社名：株式会社トリウミ 代表取締役 鳥海 重利

本 社：栃木県小山市大字萱橋 1 2 4 1 番地 9

TEL 0285-49-2638 FAX 0285-49-3137 ホームページ <https://www.tori-umi.co.jp>

創 業：昭和 51 年 3 月 従業員 40 人

### 2 許可の取得状況

#### 【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分業 中間処理（切断・破碎）

許可番号…栃木県（00920010775）

○産業廃棄物収集運搬業

許可番号…栃木県（00910010775）（積替えを含む）、茨城県（00801010775）、群馬県（01000010775）、埼玉県（01101010775）、東京都（13-00-010775）、千葉県（01200010775）、神奈川県（01403010775）、福島県（00707010775）、宮城県（00400010775）、長野県（2009010775）

#### 【一般廃棄物処理業】

○一般廃棄物処理業

許可番号…小山市指令環第 2-42 号

#### 【その他の取得認証】

・ISO14001（環境マネジメントシステム）

### 3 タイヤの処理の流れ事業概要

タイヤは、お持ち込みいただくほか、所有車両にて回収も行っています。破碎設備に投入し、一次破碎・二次破碎と工程を経てより細かくしていきます。その後は振動スクリーンで異物を、磁選機でワイヤーを分離します。その上で三次破碎工程を経て、最終的に 1 インチ程度の大きさまで細かくし、利用先のお客様に出荷します。タイヤチップは石炭の代替として燃料になります。トラックやバスのタイヤチップは、人工芝の充填剤などのクッション材として活用されます。



### 4 会社からひと言

1981 年より、廃プラスチック類、とりわけ廃タイヤの収集運搬及び中間処理事業に携わっております。事務所と工場は小山市内の工業団地に所在します。廃タイヤの収集運搬可能エリアは関東 1 都 6 県に加え、東北と甲信越の一部をカバーしています。廃タイヤ由来のリサイクル品を製造・販売する関連会社とも連携し、廃タイヤのリサイクルを推進しています。

#### 《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は、「法律の規定」ではない問題でしたね。  
では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、専ら再生の目的となる廃棄物のみの収集運搬を業として行う者は業許可が不要であるとされているが、通常、この「専ら再生の目的となる廃棄物」として取り扱われていない廃棄物は、次のうちどれか。

- (1) 古紙
- (2) くず鉄
- (3) 古繊維
- (4) コンクリートくず
- (5) あきびん類

### 【解説】

一般廃棄物については、法第7条、産業廃棄物については第14条で業許可について規定しているが、この条文の中で設問の趣旨が「ただし書き」により規定されている。

また、法律では具体的な廃棄物の種類までは言及していないが、廃棄物処理法施行時に出された昭和46年10月16日の厚生省局長通達（環整第43号）により、この「専ら再生の目的となる廃棄物」として、古紙、くず鉄、古繊維、あきびん類の4品目が提示されており、それ以降この4品目に限り許可不要として運用されている。

正解（4）

古紙、くず鉄、古繊維、あきびん類の4品目をこの業界では「専ら再生4品目」と呼称していることをご存じの方は大勢いらしたと思います。  
詳しい独自解説の前に、ちょっと捻った次の問題に挑戦してみてください。

Q、専ら再生の目的となる廃棄物のみの収集運搬を業として行う者は業許可が不要であるとされているが、通常、この「専ら再生の目的となる廃棄物」として取り扱われていない廃棄物は、次のうちどれか。

- (1) 古紙
- (2) 古銅
- (3) 古繊維
- (4) 木くず
- (5) ガラス繊維くず

### 【解説】

(2) については昭和46年10月16日の厚生省局長通達（環整第43号）の中で「くず鉄（古銅等を含む）」とあり、鉄以外の金属であっても「専ら再生の目的」として扱うときは許可不要として運用している。

## ～廃棄物処理問題～

また、(5) のガラス繊維くずについては、平成 5 年 3 月 31 日付衛産 36 号「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について」の中で旧厚生省産業廃棄物対策室長通知で次のように述べている。

(ガラス繊維くず)

問 43 再生利用される排出事業者の不要としたガラス繊維くずは、法第 14 条第 1 項ただし書又は第 4 項（現第 6 項）ただし書に規定する専ら再生利用の目的となる産業廃棄物に該当すると解してよいか。

答 お見込みのとおり。当該ガラス繊維くずは、平成 5 年 2 月 25 日付衛産第 20 号通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可事務取扱要領について」第 7 の 2 において示されたあきびん類に該当する。

この通知は平成 12 年 12 月 28 日付けの地方分権一括通知（生衛発第 1904 号、厚生省部長通知）の中で廃止されているが、ガラス繊維くずは「あきびん類」として、現在も多くの自治体で、この通知の趣旨を踏襲し許可不要と運用されている。

正解（4）

この「専ら再生 4 品目」は令和 2 年 3 月 30 日の「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通称、「許可事務通知」）」では、「産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」と記載しています。

では、一般廃棄物についてはどうかと言うと、一般廃棄物については市町村の自治事務であることから、現在では国や都道府県は権限が無く口出し出来ないのです。かと言って、この課題は市町村によって状況が大きく異なるというものでも無く、市町村独自の見解で運用するというのも困難でしょうから、大多数の市町村では一般廃棄物についても同様の運用をしてくれています。

許可事務通知の中では「古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維」と 4 品目を挙げていることから一般的には「専ら再生 4 品目」と呼ばれています。

「古銅」は廃棄物処理法スタート時の昭和の時代からこれに含んで運用してきていましたし、再生ルートやその性状などからも違和感は無いのですが、「ガラス繊維くず」を「あきびん類」として扱うことには、BUNさんは当時から違和感を覚えています。「ガラス繊維くずを「あきびん類」として扱えるのであれば、割れたガラスくずでも「あきびん類」として扱えるのではないか？」という理屈も出てきますよね。

いずれにしても、この運用は「通知」であり法律や政省令と言った条文で規定しているものではありません。実際にこの処理に携わる方は、該当行政窓口でご確認の程を。

では、今回の宿題も引き続き「通知」による運用からの問題を。



### 宿題 Q

物が廃棄物かどうかは「総合的に判断する」とされているが、次のうち、一般的に総合判断の要因にあたらないものはどれか。

- (1) 物の性状
- (2) 排出の状況
- (3) 通常の見取り形態
- (4) 取引価値の有無
- (5) 廃棄物処理業許可の有無





## 佐藤 泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座 1 丁目 16-6 鈴常ビル 4 階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

—— コラム ——

### ○プラ新法：再資源化事業計画

経済産業省及び環境省は、2023 年 4 月 19 日付けで、プラスチック資源循環法に基づき、3 事業者の自主回収・再資源化事業計画及び再資源化計画の認定を行いました。

緑川化成工業（株）が取得したのは、製造者として使用済アクリル板を関東地方で自主回収し、マテリアルリサイクル（ペレット）して、再生アクリルシートを製造する事業計画です。アクリル板は、コロナ対策として事務所や商店で広く使われており、今後使用済品が大量に排出されるため、認定の価値は高いと思います。これは、一廃も産廃も、また他社製品もまとめて回収できるうえ、また処理料金も徴収できる制度です。

三重中央開発（株）が取得したのは、産廃業者として三重県及び奈良県の複数の排出事業者から委託を受け、食品包装資材・工場端材を収集運搬し、マテリアルリサイクル（ペレット）して、パレット製造等する事業計画です。また DINS 関西株式会社が取得したのは、産廃業者として大阪府の複数の排出事業者から委託を受け、廃棄ペットボトルを収集運搬し、マテリアルリサイクル（ペットボトル圧縮梱包物）して、飲料用 PET ボトル製造をする事業計画です。プラ新法の認定制度は、通常の廃棄物処理よりも高度のリサイクルを実施することが義務付けられており、廃棄物処理法の適用除外が認められています。今後さらに認定件数が伸びていくのか、注目されます。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230419001/20230419001.html>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 5 年 5 月 15 日掲載）

### ○廃棄物処理施設整備計画案

廃棄物処理法第 5 条の 3 に基づき、環境大臣は 5 年毎に廃棄物処理施設整備計画を作成しなければなりません。

環境省は 2023 年 4 月 21 日、次期の廃棄物処理施設整備計画案のパブリックコメントを開始しました。今回の案は、脱炭素・資源循環の一体的推進を強調しています。また、一般廃棄物最終処分場の残余年数 2020 年度の水準（22 年分）を維持する。し尿処理については、先進的省エネ浄化槽の導入による家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進、再生可能エネルギー導入により、浄化槽システム全体の脱炭素化の推進を図るとされています。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000252911>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 5 年 5 月 8 日掲載）

### ○廃棄物処理基本方針の変更

廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づき、環境大臣は廃棄物処理の基本方針を定め、随時変更することとされています。2023 年 4 月 21 日、環境省はこの基本方針の変更案のパブリックコメントを開始しました。変更案に記載されている今後の目標は以下のとおりです。

○一般廃棄物について、令和 7 年度に平成 24 年度比排出量を約 16%削減、最終処分量を約 31%削減する。また、令和 9 年度において出口側の循環利用率を約 28%に増加させる。

○産業廃棄物について、令和 7 年度に平成 24 年度比排出量の増加を約 3%に抑制し、出口側の循環利用率を約 38%に増加させるとともに、最終処分量を約 24%削減する。

○家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、200 市町村以上に増大させる。

○家電リサイクル法対象の一般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合を 100 パーセントまで増大させる。

○使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について 80%以上に増大させる。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000252909>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 5 年 5 月 1 日掲載）

# ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



## 熱中症警戒アラート

環境省と気象庁は、熱中症予防対策に資する効果的な情報発信として、令和3年4月下旬から、全国を対象に、運用を開始しています。「熱中症警戒アラート」は、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報です（暑さ指数 WBGT33 以上）。

右表は、昨年発表された一部です。

栃木県は東京都より多く発表されています。

登録は下記のQRコードで、空メールを送信して、始めてください。



PC・スマートフォン  
<https://plus.sugumail.com/usr/env/home>



フィーチャーフォン  
<https://m.sugumail.com/m/env/home>

昨年発表のアラートの抜粋です。

| 対象地域 | 発表回数<br>(※) | 26<br>17時 | 06/27<br>5時 | 06/28<br>17時 | 06/29<br>5時 | 06/30<br>17時 | 07/01<br>5時 | 07/02<br>17時 | 07/03<br>5時 | 07/03<br>17時 |
|------|-------------|-----------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 茨城   | 14          | -         | -           | -            | -           | ●            | ●           | ●            | ●           | -            |
| 栃木   | 12          | -         | -           | -            | -           | ●            | ●           | ●            | ●           | -            |
| 群馬   | 13          | -         | -           | -            | -           | ●            | ●           | ●            | ●           | -            |
| 埼玉   | 16          | -         | -           | -            | -           | ●            | ●           | ●            | ●           | -            |
| 東京   | 10          | -         | -           | -            | -           | ●            | ●           | ●            | ●           | -            |
| 千葉   | 12          | -         | ●           | -            | -           | -            | -           | -            | -           | -            |
| 神奈川  | 10          | -         | -           | -            | -           | -            | -           | -            | -           | -            |
| 長野   | 7           | -         | -           | -            | -           | -            | ●           | ●            | ●           | -            |
| 山梨   | 13          | -         | -           | ●            | ●           | -            | ●           | ●            | ●           | -            |
| 静岡   | 7           | -         | -           | -            | -           | -            | ●           | -            | -           | -            |
| 愛知   | 13          | -         | -           | -            | -           | ●            | ●           | ●            | ●           | -            |
| 岐阜   | 2           | -         | -           | -            | -           | -            | -           | ●            | ●           | -            |
| 三重   | 24          | -         | -           | -            | -           | ●            | ●           | ●            | ●           | -            |
| 新潟   | 17          | -         | -           | -            | -           | -            | -           | -            | ●           | -            |

■発表日時：2022年7月1日05時00分

■発表官署：環境省 気象庁

■概要：東京都熱中症警戒アラート

この情報は、東京地方を対象とした熱中症警戒アラートです。

東京地方では、今日（1日）は、熱中症の危険性が極めて高い気象状況になることが予測されます。外出はなるべく避け、室内をエアコン等で涼しい環境にして過ごしてください。

また、特別の場合\*以外は、運動は行わないようにしてください。身近な場所での暑さ指数を確認していただき、熱中症予防のための行動をとってください。

\*特別の場合とは、医師、看護師、熱中症の対応について知識があり一次救命処置が実施できる者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のことです。

<特に実施していただきたいこと>

- ・熱中症搬送者の半数以上は、高齢者（65歳以上）です。身近な高齢者に対し、昼夜問わず、エアコン等を使用するよう声掛けをしましょう。
- ・高齢者のほか、子ども、持病のある方、肥満の方、障害者などは、熱中症にかかりやすい「熱中症弱者」です。これらの方々は、こまめな休憩や水分補給（1日あたり1.2Lが目安）を喉が渇く前から、より積極的に、時間を決めて行いましょう。また、外出も控えるようにしましょう。

[今日（1日）予測される日最高暑さ指数（WBGT）]

小河内30、青梅32、練馬33、八王子32、府中32、東京33、江戸川臨海31、大島31、三宅島30、八丈島29、父島31

参考資料「熱中症予防情報サイト」（環境省）

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

こんな時、どうするの？ 池を掃除したときに捕獲した外来生物の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

当社は一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の許可を取得しており、市役所からごみ収集の業務を受託しております。そのような関係で、市から池の掃除をした時に捕獲した外来生物の処分ができないか相談されました。どのようなところに注意したらよろしいですか。

(協会)

生きたままの外来生物を処分するのか、死んだものなのか。

(相談者)

生きたままの状態ですら処分して欲しいとのことである。

(協会)

生きたままの状態ですら、処分を依頼された動物が外来生物なのか、日本古来の固有種の動物なのか貴社で判断できるのか。

(相談者)

当社にはそこを判断できる社員はいないので、図鑑などで判断するしかない。

(協会)

死んでしまっているものの処分であれば、廃棄物になりますが生きたままの状態であれば、外来生物であれ日本古来の固有種であれ、生き物であります。生きているものを殺すということは、別の角度、動物の愛護及び管理に関する法律から見ると、法に抵触する可能性があると思われますので注意しなければなりません。

従って、死んだ状態の物であれば、一般廃棄物になりますので市の処理施設に運んで処理することになりますが、生きたままの状態ですと、専門家にきちんと見てもらい本当に外来生物なのかきちんと確認して、処分しなければなりません。外来生物につきましては、栃木県では、環境森林事務所が所管していますので、外来生物か否かについて、相談すると良いと思います。

外来生物なのか日本古来の固有種なのかの判断は、市に判断してもらうか、死んでいるものの処理を受託したほうが良いと思います。

## 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。



# 不要になった 新型コロナウイルス感染症対策の備品等 （パーティション等）について



## 1 概要

5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけることとされたことに伴い、感染症対策として活用された備品※について適切な対応をお願いします。

※【備品等の例】検温器、パーティション、二酸化炭素濃度測定器

## 2 対応方法

- ①リユース品として売却する等により有効活用する（リユース）
- ②有効活用することができない場合には、再資源化を実施することができるものについては、再資源化を実施する（リサイクル）
- ③再資源化することができない場合には、熱回収を行うことができるものについては、可能な限り効率性の高い熱回収を行う（熱回収）
- ④上記が実施できない場合には、適正に処分を行う（適正処分）

## 3 参考情報（各備品をリサイクル可能な業者等の情報）

### ○パーティションのリサイクルについて

- (1)塩ビ工業・環境協会（塩化ビニル製パーティションが対象となります）

ホームページ：[https://www.vec.gr.jp/contact/contact\\_1.html](https://www.vec.gr.jp/contact/contact_1.html)

- (2)国がプラスチック資源循環法に基づき認定した事業者

- ・緑川化成工業株式会社（アクリル製、ポリカーボネート製パーティションが対象となります）

ホームページ：<https://www.midorikawa.co.jp/contact/collect/contact.php>

T E L：03-3843-4030

### ○検温器、二酸化炭素濃度測定器のリサイクルについて

検温器、二酸化炭素濃度測定器は、小型家電リサイクル法の対象品目に含まれます。

- ・国が小型家電リサイクル法に基づき認定した事業者

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>

## 4 その他

詳細な情報については、下記 URL をご確認ください。

- ・環境省 HP：不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等（パーティション等）について

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/infect\\_contr.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/infect_contr.html)

# その住まい、 とちぎ材で。

とちぎの森林から産出された木材を  
使うことで、伐って、使って、植えるという  
森林の循環利用が生まれ、森林資源が  
未来へと継承されます。

なんと!  
最大70万円が  
もらえます!

## 令和5(2023)年度 とちぎ材の家づくり支援事業

※本事業は、「フラット35」地域連携型(地域活性化)との連携事業です。

住宅の新築や増改築を検討されている方へ

### 新築事業

県産出材  
使用量に応じて  
**7.5～60万円**  
もらえます!

いずれかを  
プラス 一定以上使用で  
**+10万円** 上乗せ  
・県産石材(大谷石)  
・県産漆喰  
・鹿沼組子または日光彫

### 増改築事業

県産出材  
使用量に応じて  
**7.5～22.5万円**  
もらえます!

- 地域の木材を使うことで、森林の多面的機能が守られます!
- 地域材の利用で輸送時に生じるCO<sub>2</sub>の削減にも貢献!

地域材を使えば  
森林循環にも  
貢献できるまる!



お問い合わせ 栃木県環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当  
TEL.028-623-3277

QRコードのリンク先で申請の手引きや  
申請書等のダウンロードができます



# 令和5(2023)年度 とちぎ材の家づくり支援事業

**1.補助金額** 工事種別(新築or増改築)や県産木材使用量により補助金額がかわります。

## 新 築

| 県産出材使用量    | 補助金額   |
|------------|--------|
| 40㎡以上      | 60万円   |
| 35㎡以上40㎡未満 | 52.5万円 |
| 30㎡以上35㎡未満 | 45万円   |
| 25㎡以上30㎡未満 | 37.5万円 |
| 20㎡以上25㎡未満 | 30万円   |
| 15㎡以上20㎡未満 | 22.5万円 |
| 10㎡以上15㎡未満 | 15万円   |
| 5㎡以上10㎡未満  | 7.5万円  |

## 増改築

| 県産出材使用量    | 補助金額   |
|------------|--------|
| 15㎡以上      | 22.5万円 |
| 10㎡以上15㎡未満 | 15万円   |
| 5㎡以上10㎡未満  | 7.5万円  |

## 上乗せ



| 県産出材使用量               | 補助金額 |
|-----------------------|------|
| 県産石材を内装材等に5㎡以上        | 10万円 |
| 県産漆喰を内装材等に40㎡以上       |      |
| 伝統工芸品を内装材等に2㎡以上       |      |
| ※上乗せ補助はいずれか1つが対象となります |      |

## 2.補助要件

|       | 新 築                                                                                | 増改築                           |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 住宅の要件 | 県内に居住するための木造住宅の新築                                                                  | 県内に居住している住宅の増築・改築             |
|       | ①軸組工法であること<br>②一戸建て住宅であること                                                         | ①使用木材に合法木材を使用<br>②県産出材を5㎡以上使用 |
|       | 延べ面積 30㎡以上(車庫部分を除く)                                                                |                               |
|       | ①使用木材に合法木材を使用<br>②県産出材を5㎡以上使用<br>③使用木材の55%以上(材積)に県産出材を使用<br>④構造材の60%以上(材積)に県産出材を使用 |                               |
|       | 令和6(2024)年3月8日までに事業完了し、同日までに実績報告を提出できること                                           |                               |
| 施工者   | 建設業許可業者(建築一式)が施工すること                                                               |                               |
| 県税の納税 | 申請者が県税を滞納していないこと                                                                   |                               |

## 3.募集戸数

募集戸数 新築:420戸 増改築:30戸  
募集期間 4期に分けて募集(現在の募集状況はHPをご覧ください)



## 4.申請書の提出先

栃木県木材業協同組合連合会 〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1 TEL.028-652-3687



ニュートラくん

## 栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業

ゼロエネルギー住宅への補助もあります(新築対象1戸20万円)

詳しくは



栃木県環境森林部気候変動対策課  
TEL.028-623-3186



～行政ニュース～

2023.9.23<sup>sat</sup> — 24<sup>sun</sup>

真岡市下籠谷・井頭公園発着

# ぐるっと栃木! 秋の関東地域を駆け抜けるサイクル・イベント「ぐるっとち2023」が開催。



宇都宮ブリッツェン

さいたま須原サンプレイズ

両チームがゲストライダーで出演!!

ぐるっとち  
GO AROUND  
TOCHIGI  
BY BIKE

ぐるっとち公式ウェブサイト  
<https://gurutochi-cycling.com/>



栃木県誕生150年  
みんなで創る、未来のとちぎ

主催ぐるっとち実行委員会



大会名 —— ぐるとち2023

開催日 —— 2023年9月23日(土・祝)・24日(日)

会 場 —— 井頭公園(〒321-4415 栃木県真岡市下籠谷99)

## COURSE

### コース紹介

#### アラウンド栃木宿泊コース (23日・24日両日開催)

日光連山や、いろは坂・実りの秋の田園風景など栃木県の魅力をたっぷり味わえる名所を巡り、2日間で計333kmを走破する超上級コース。

※1日150km以上の山岳を含むコース経験者限定。

○定員:30名 ○金額:一般(高校生含む) … 20,000円 ※宿泊費別

#### チャレンジ100kmコース (23日のみ開催)

益子町や道の駅もてぎ、市貝町の芝ざくら公園を經由し、  
帰りは鬼怒川沿いのサイクリングロードを南下します。

全体的にアップダウンが多く走りごたえがあり、自然も楽しめる計100kmの上級コース。

○定員:320名 ○金額:一般(高校生含む) … 8,000円 中学生 … 6,000円

#### エンジョイ65kmコース (23日のみ開催)

陶器専門店が建ち並ぶ町並みや鉄道と併走する田園風景、  
河川沿いのサイクリングロードなど、変化を楽しみながら走れる計65kmの中級者向けコース。

○定員:350名 ○金額:一般(高校生含む) … 7,000円 中学生 … 5,000円

#### ファミリー29kmコース (23日のみ開催)

井頭公園を出発後は北西に進路を取ります。新鬼怒橋までの  
静かな鬼怒川沿いのサイクリングロードをのんびり走る、計29kmの初級者向けコース。

○定員:100名 ○金額:一般(高校生含む) … 4,000円 小・中学生 … 3,000円

スポーツエントリーよりお申込みいただけます。

詳細はぐるとち公式ウェブサイトをチェック  
<https://gurutochi-cycling.com/>



※エントリーは2023年7月30日(日)24時までです。

※新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う対応については、公式ウェブサイトの大会規則・注意事項をご覧ください。

主催 ぐるとち実行委員会





栃木県誕生150年  
みんなで創る、未来のとき

国際避暑地日光

# 皇室大使の別荘めぐり

～皇室・大使ゆかりの避暑地を旅する～

## モバイルスタンプラリー

開催期間 2023年 6/1(木) ▶ 9/30(土)

旧御用邸や旧大使館別荘など、8施設を巡ろう。4施設のスタンプを集めて記念品をゲット!

7または8施設全てのスタンプを集めて素敵な賞品が当たる抽選にチャレンジ!

※詳しくは、栃木県HPをご覧ください。

日光田母沢御用邸記念公園



英国大使館別荘記念公園



イタリア大使館別荘記念公園



金谷ホテル歴史館



中禅寺湖畔ボートハウス



JR日光駅



東武日光駅



特別公開

ベルギー王国大使館別荘



※ベルギー王国大使館のみ完全申込制  
(詳しくは裏面へ)

### STEP-1



QRコードから  
参加登録

※6/1から参加登録が  
可能になります。

※スタンプラリーの参加には、  
スマートフォンが必要です。

### STEP-2



各施設でQRコードを  
読み込んでスタンプを  
ゲット

### STEP-3



スタンプが4つ集まったら、  
記念品と交換しよう  
※なくなり次第終了となります。

### 全スタンプ コンプリート!

### STEP-4



7または8つ全てのスタンプを  
集めたら、スマホから  
抽選に応募

記念品交換場所 スタンプ設置施設(ベルギー王国大使館別荘・駅を除く)、JR日光駅ツーリストインフォメーションセンター、東武日光駅観光案内所

日光別荘めぐりパス(4館共通入館券)・おトクにスタンプラリーを楽しもう

スタンプ設置施設のうち、有料の4館におトクに入館できる共通券を、イベント期間限定で販売します。

販売期間 2023年6月1日(金)～9月30日(金) 販売価格 1,200円

販売箇所 日光田母沢御用邸記念公園、英国大使館別荘記念公園、イタリア大使館別荘記念公園、日光自然博物館、金谷ホテル歴史館



スタンプ周辺の施設や店舗で、割引や特典提供などのおもてなしもあります。

※スマートフォンの画面を店舗の方へ提示してください。

## おもてなし施設一覧

| 店舗名                                                  | 特典内容                       | 店舗名                     | 特典内容                   |
|------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------|------------------------|
| 栃木県立日光自然博物館                                          | 入館料割引                      | レークオカジン                 | お食事・お土産品10%引           |
| 金谷ホテル歴史館                                             | 隣接するレストラン利用でミニアイスクリームをサービス | 旭屋本店                    | お食事利用で日光銘菓、お茶菓子1個サービス  |
| 中禅寺湖遊覧船                                              | 一周フリー乗船券(乗り降り自由)の割引        | 日光さかえや揚げゆばまんじゅう本舗       | 揚げゆばまんじゅう5個以上購入で1個サービス |
| 日光二荒山神社中宮祠宝物館                                        | 拝観料10%割引                   | 手打ち生そば 魚要               | お食事利用で粗品サービス           |
| 中禅寺立木観音                                              | 拝観料10%割引                   | 民宿 みはらし                 | 休憩イス利用可                |
| 龍頭之茶屋                                                | ドリンクメニュー 50円引              | 日光ステーションホテルクラシック        | トイレ・休憩イス利用可            |
| コーヒーハウスユーコン                                          | カレー注文でコーヒー 1杯サービス          | ふふ日光                    | トイレ・水・休憩イス・周辺案内利用可     |
| 中禅寺金谷ホテル 空ぶろ                                         | 日帰り入浴300円引                 | ローソン日光東照宮前店             | まちカフェのコーヒー・ラテ各種20円引    |
| 南4番 Classic                                          | ティールームご利用の方にプチプレゼント        | MobileCafeNIKKO珈琲 CoCom | ドリンク50円OFF             |
| TOKI 珈琲店                                             | 単品ドリンク10%引                 | 焼きそば専門店 焼麺 晃のや          | トッピング1品無料              |
| 手打そば かつら                                             | トイレ・休憩イス・周辺案内利用可           | 杉養蜂園 日光東照宮店             | ソフトクリーム、ドリンク50円引       |
| レストラン メーブル                                           | 周辺案内利用可                    | 日光金谷ホテル                 | トイレ・水・休憩イス・周辺案内利用可     |
| ※営業日、時間、特典の詳細は各店舗にご確認ください。なお、特典内容等は予告なく変更となる場合があります。 |                            | ゆば亭 ますだや                | コース料理代より3%引            |

## ベルギー王国大使館別荘特別公開について

中禅寺湖畔にある「ベルギー王国大使館別荘」建築95周年を記念し、ベルギー王国大使館の協力によって期間限定で特別公開されます。

**特別公開日** ①2023年6月30日(金)14:00～17:20 ②2023年7月1日(土)、7月2日(日) 10:00～12:00、13:00～17:20

※完全申込制となります。詳しくは、県のホームページをご確認ください。

※ベルギー王国大使館別荘のスタンプは特別公開日限定です。

下記の企画展開催日に限り日光自然博物館企画展のスタンプを押すことができます。

## ○栃木県誕生150年及びベルギー王国に関する企画展について

ベルギー王国と本県との関わりや、国際避暑地として栄えた奥日光の歴史を紹介する展示を行います。

- ・場 所 栃木県立日光自然博物館館内
- ・実施期間 2023年6月30日(金)～2023年7月31日(月)

【東武鉄道・JR東日本共同開催】受付時間▶9:00～12:30 歩行距離▶約9.0km

## 「国際避暑地」中禅寺湖畔をめぐるハイキング

2023年  
6/26(月)  
8/31(木)



### 連携イベントについて

○日光田母沢御用邸記念公園 研修室(茶室)無料公開7/12(水)～7/17(月・祝)

○金谷ホテル歴史館 ①150周年特別展示 6/1(木)～11/30(木) ②雅楽演奏会 6/24(土) ③ワークショップ「手ぬぐいを使おう!」使い方講座 6月～9月 ※詳しくは栃木県HPをご覧ください。

## 主催 日光別荘めぐり連絡会議

問合せ 日光別荘めぐり連絡会議事務局(栃木県自然環境局) ☎028-623-3211  
http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/bessomeguri/2023.html  
Twitterでも情報発信中 📱日光別荘めぐり連絡会議@nikko\_besso



Twitter QRコード



※イベントの開催内容については変更になる場合がございますので、最新の情報はホームページ等でご確認ください。※各施設での手指消毒、検温にご協力をお願いします。※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

MADE IN

# 栃木の 酒

栃木が誇る52の  
酒造メーカー

栃木県は、美しい山々から流れ出る清らかな水と、肥沃な大地で育まれる良質な米、麦などの農産物に恵まれ、日本酒や焼酎、ビール、ワインなど、50を超える酒造メーカーが集まる酒どころ。

「うまい酒をつくろう」という情熱をもったこだわりの職人たちが、それぞれの個性を生かした酒づくりに日々励んでいます。

そんな栃木県で生み出される酒は、国内はもちろん、

海外の品評会でも数々の賞を受賞し、

その高い品質が認められています。

世界に誇る栃木の酒を、

ぜひお楽しみください。



豊かな自然に育まれた  
清らかな水

栃木県は、日光・那須連山をはじめとする美しい山々に囲まれ、それらを源流とする鬼怒川、那珂川、渡良瀬川など豊かな水源を有しています。「全国名水百選」に選ばれた尚仁沢湧水や出流原弁天池湧水など名水も数多く、酒づくりの命と言われる良質な水に恵まれています。



## 栃木県はこんなところ

日本の首都・東京に近接し、県庁所在地・宇都宮までは新幹線で最速49分。世界遺産「日光の社寺」や、アメリカCNN「世界の夢の旅行先10カ所」に選ばれた「あしかがフラワーパーク」など、世界に誇る観光地も有しています。豊かな自然を生かした良質な農産物の生産も盛んで、特に、「いちご」は日本一の生産量を誇っています。



# 酒どころ「栃木」の魅力



米

県オリジナル  
酒造好適米  
「夢ささら」

「夢ささら」は、県内の蔵元から要望を受けた栃木県が、13年の歳月をかけて2017年に開発した酒米。「心白」と呼ばれる米の中心部分がはっきりしており、また、玄米を削る際に碎けにくいので、大吟醸酒の醸造に適しています。

人

日本酒づくりを支える  
「下野杜氏」

杜氏とは、蔵元で日本酒の醸造工程を指揮する総責任者のこと。「下野杜氏」は、栃木県酒造組合が認証する独自の杜氏資格で、次世代を担う醸造技術者の育成を目的として2006年に制度が創設されました。現在では、30～40代の若い下野杜氏が数多く誕生しています。

麦

全国有数の生産量を誇る  
二条大麦(ビール麦)

栃木県は、ビールの原料となる二条大麦の生産量が全国トップクラス。その高い品質も認められ、全国の大手ビールメーカーで使われる一方、県内クラフトビールメーカーによる上質な地ビールづくりを支えています。



器

酒を引き立てる  
伝統工芸品の  
酒器

世界的に有名な日本の陶磁器。栃木県にも、国の伝統的工芸品に指定されている「益子焼」をはじめ、「小砂焼」、「みかも焼」という3つの陶磁器があります。美しく温かみのある器で楽しむ酒はまた格別です。



ましこ  
益子焼

益子町の土と独自の釉薬を原料とし、掛け流しなどの伝統的技術により力強い美しさと温かな手触りの作品が作り出されています。



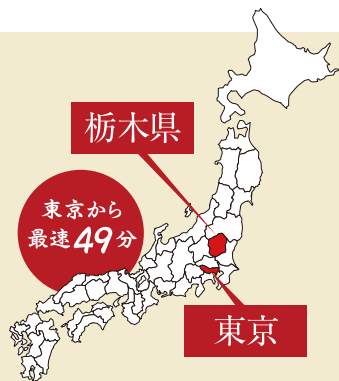
こいさご  
小砂焼

那珂川町小砂地区の陶土を原料に使用。金色を帯びた黄色の金結晶や桃色がかった辰砂など、素朴な中にも上品な色合いを持っています。



みかも焼

栃木市と佐野市にまたがる三森山の麓で採れる鉄分が多い土で焼き上げた、素朴で温かみのある焼き物です。



世界遺産「日光東照宮」



「あしかがフラワーパーク」



栃木のいちご「とちおとめ」



## 栃木県内のまつり・イベント情報(6月・7月)



| 期日                                 | 名称                                         | 市町名  | 場所(集合場所)                            | 問い合わせ                                      | TEL                            |
|------------------------------------|--------------------------------------------|------|-------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------|
| 6月10日(土)～<br>18日(日)                | ウチョウラン展示販売                                 | 鹿沼市  | 鹿沼市花木センター<br>(鹿沼市茂呂2086-1)          | 鹿沼市花木センター                                  | 0289-76-2310                   |
| 6月10日(土)～<br>30日(金) 開催予定           | 名草ホテルまつり                                   | 足利市  | 名草川沿い<br>(足利市名草町全般)                 | 名草公民館                                      | 0284-41-9977                   |
| 6月11日(日)                           | 屋台のまち中央公園イベント                              | 鹿沼市  | 屋台のまち中央公園<br>(鹿沼市銀座1-1870-1)        | (一社)鹿沼市観光協会                                | 0289-60-6070                   |
| 6月17日(土)                           | 県民の日協賛 音楽祭<br>～新緑の笋の調べ～                    | 日光市  | 日光田母沢御用邸記念公園 研修ホール<br>(日光市本町8-27)   | 日光田母沢御用邸記念公園                               | 0288-53-6767                   |
| 6月18日(日)<br>10:00～                 | 中禅寺観音講<br>※詳細未定                            | 日光市  | 日光山中禅寺立木観音堂<br>(日光市中宮祠2578)         | 日光山中禅寺立木観音                                 | 0288-55-0013                   |
| 6月24日(土)～<br>7月9日(日)               | 第29回芭蕉の里くろばね紫陽花まつり                         | 大田原市 | 黒羽城址公園及び周辺地区<br>(大田原市前田)            | ・黒羽商工会(土日祝除く)<br>・大田原市観光協会                 | ・0287-54-0568<br>・0287-54-1110 |
| 6月25日(日)                           | 第34回黒羽芭蕉の里全国俳句大会                           | 大田原市 | ホテル花月<br>(大田原市黒羽向町2)                | 黒羽芭蕉の里全国俳句大会事務局<br>(大田原市文化振興課内)            | 0287-23-3129                   |
| 7月1日(土)～<br>2日(日) 予定               | Sakura Django Reinhardt Festival 2023      | さくら市 | 和い話し広場<br>(さくら市喜連川4355)ほか           | SDRF実行委員会                                  | sakura.drf@gmail.com           |
| 7月2日(日)<br>10:00～                  | 思川の流しびな                                    | 小山市  | 観見橋下思川左岸                            | (一社)小山市観光協会                                | 0285-30-4772                   |
| 7月15日(土)～<br>10月15日(日)の<br>毎週土、日曜日 | 中坪(中庭)めぐりツアーガイド                            | 日光市  | 日光田母沢御用邸記念公園<br>(日光市本町8-27)         | 日光田母沢御用邸記念公園                               | 0288-53-6767                   |
| 7月16日(日)<br>※時間未定                  | 小山祇園祭                                      | 小山市  | 須賀神社、JR宇都宮線小山駅西口周辺、県道栗宮喜沢線の一部(小山市)  | ・小山商工会議所<br>・(一社)小山市観光協会                   | ・0285-22-0253<br>・0285-30-4772 |
| 7月21日(金)～<br>23日(日)                | 真岡の夏まつり<br>(第51回真岡市夏祭大花火大会)<br>～真岡が熱い3日間!～ | 真岡市  | 真岡市内中心部及び<br>真岡市役所周辺<br>(真岡市荒町5191) | 真岡市商工観光課                                   | 0285-83-8135                   |
| 7月23日(日)～<br>24日(月)                | 子育て地藏尊夏祭                                   | 大田原市 | 光真寺<br>(大田原市山の手2-11-14)             | 光真寺                                        | 0287-22-2033                   |
| 7月29日(土) 予定                        | 喜連川天王祭                                     | さくら市 | 喜連川中央商店街通り<br>(さくら市喜連川)             | 喜連川観光協会                                    | 028-686-3013                   |
| 7月30日(日)<br>19:10～                 | おやまサマーフェスティバル2023                          | 小山市  | 観見橋下流思川河畔<br>(小山市小山)<br>※小山市役所西側    | おやまサマーフェスティバル2023<br>実行委員会事務局<br>(小山市観光協会) | 0285-30-4772                   |

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

## ライフプランコラム「いま、できる、こと」



### 定年退職された方が

### 後悔していることとは？



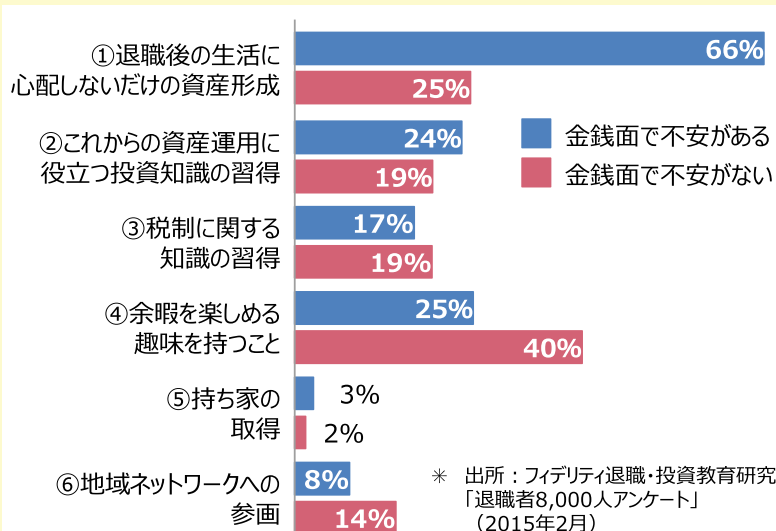
誰にでも大なり小なり、「あの時、こうしておけばよかった…」とか、「なんであんなことをしたんだろう…」と後悔すること、けっこうありますよね。後悔先に立たず、ということですが、興味深いアンケート結果を見つけました。「退職された方が定年退職前にやっておけばよかったことは何か？」です。

は、金銭面で不安がある方以上に後悔されているようです。もしかしたら、金銭面で不安がない方の現役時代は、「お仕事ファースト」だったのかも知れません。

これはとても示唆深い結果だと思います。ライフプランとは、充実した人生を送るための生活設計と言われていますが、これは

「お金」だけでは成り立たないからです。楽しい時間を過ごせる趣味を持ったり、近所の仲間と一緒に活動するといった、いわゆる「生きがい」というものも、ライフプランには不可欠なことです（この「生きがい」と「お金」に加えて、充実した人生を送るための土台となる「健康」をあわせて、ライフプランの3要素とよく言われます）。

#### ■ 定年退職前にやっておけばよかったこと\*



まず、定年退職後、金銭面で不安がある方のうち、2/3が「①退職後の生活に心配しないだけの資産形成(をしておけばよかった)」と後悔しています。私たち現役世代は、これを反面教師とし、定年後に後悔しないよう、若いうちから資産形成に取り組んでいく必要がある、ということです。

一方、金銭面で不安がない方に悩みがないわけではありません。具体的には「④余暇を楽しめる趣味を持つこと」、そして「⑥地域ネットワークへの参画」について

さいごに1点。「③税制に関する知識の習得」は、退職後、年齢を重ねるにつれて、その重要性に改めて気づく方も多いようです。退職してから「えっ、公的年金にも税金がかかるの！」とあわてないように、所得に関わる税制のことは、現役世代のうちから「意識高い系」でいたほうがいいですね(笑)。



※ 当コラムは、現役世代の皆さまへ、「ライフプランを考える上では、今できることから始めることが大切です」とのメッセージを込めて綴っているものであり、金融商品の販売や勧誘を目的としたものではありません。

## 会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

### ＜登録方法のご案内＞

■送信先：協会 e-mail [info@tochigi-sanpai.or.jp](mailto:info@tochigi-sanpai.or.jp)

＊メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

＊本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

## 【協会の皆様へ】 一 許可証の変更等について

当協会では、協会の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会までご連絡ください。

☐ 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

☐ 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

## 一 編集後記

梅雨入りの知らせが入り、貴重な晴れの日洗濯機をフル稼働させつつ、冬服をクリーニング店に持ち込むと、在宅勤務や軽装が普及してスーツのクリーニングが激減しているとのこと。事業場由来の廃棄物量が抑えられている構図も容易に理解できます。

容器包装プラスチックは、分別し資源物回収している事業場も多いと思いますが、製品のプラは？プラ新法の施行で、製品のプラスチック回収と再生利用の流れが始動しました。コロナで流行ったアクリル板は広くマテリアルリサイクルされるようになり、樹脂の種類が判別できないものでも製鉄のコークス代替としてケミカルリサイクルされています。カーボンニュートラルが叫ばれる中、CO<sub>2</sub>削減が大きな命題です。焼却時に熱回収するのは当然のこと、効率アップの議論も熱心です。

世に出た製品をとことん使うリユース、一度だけでなく二度三度リサイクルするには、製品の「行く末を知り」「考えて買う」という重い使用者責任が隠れていました。

## 一 事務局だより

☆ 5 月 22 日（月）

当協会の適正処理・調査研究委員会、相談指導委員会 合同委員会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、12 名が出席しました。

☆ 5 月 23 日（火）

（公社）全国産業資源循環連合会理事会が、Web 会議において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 5 月 29 日（月）

栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会が、栃木県庁研修館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、大森事務局長等が出席しました。

☆ 5 月 30 日（火）

当協会の研修委員会、普及・情報委員会 合同委員会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、16 名が出席しました。